

パレットとっとり  
**市民交流ホール**



ご利用の手引き



鳥取商工会議所

鳥取市の中心市街地に位置する当ホールは、多彩なイベントを企画し、地域のコミュニティ拠点として、また、市民の交流機会を創出する広域交流拠点として、皆様にご利用いただいております。



入口からステージ側を見たところ



## ホール

木目がやさしく開放的なホールは、会議・展示会・音楽会等多目的でお使いいただけます。半分に区切ることができますので、イベント内容に合わせたスペースでご使用ください。

ステージ側から入口を見たところ



## 調理室・準備室

3台の調理台を備えた調理室。調理器具・食器等も備えており、料理実習や試食会にご活用いただけます。準備室は会議室にもご利用いただけます。

## ❖ ご利用手順（お申し込みからご利用までの流れ）

### 空き状況の確認

ご利用希望日時、ご利用内容、ご利用になる施設のタイプ（ホール半面／全面、調理室）、ご連絡先などをお知らせください。

### 仮申込み

お電話での申し込みは、仮申し込みとなります。

※仮申し込みから14日以内に利用申し込みの手続きをしてください。

### 利用申込

- ・利用申込書等の提出
- ・利用料金のお支払い

所定の用紙に必要事項を記入の上、所定の利用料金を添えてご提出ください。（ご持参またはFAXでも受け付けします。）

#### ●提出書類●（市民交流ホールHPよりダウンロードできます）

- ・市民交流ホール利用申込書
- ・市民交流ホール利用料金減免申請書 ※減免の対象となる場合のみ

#### ●利用料金●

- ・備品使用料金、冷暖房利用料金はご利用当日にご精算ください。

※下見・打合せが必要な場合は、日程を調整させていただきますので、事前にご連絡ください。

※利用申し込み後、利用内容（利用時間等）を変更する場合は、ご利用日の2日前までにご連絡ください。（当日の延長はお受けできません）

### ご利用

### 利用料金の精算

ご利用になった冷暖房利用料金、備品使用料金などをお帰りの際にご精算ください。

### 終了

## ❖ 申込方法

### ① 申込受付日及び時間

開館日の午前9時から午後6時まで。

※休館日…12月29日から翌年1月3日まで。

### ② 申込受付開始

利用月の6か月前の月初日から受け付けします。

例) 利用日が平成26年4月7日の場合、平成25年10月1日から受付開始

### ③ 申込受付期限

・イベント等の催し物の場合…利用希望日の10日前まで

・会議、打合せ等の場合…利用希望日の2日前まで

### ④ 仮申込み

電話等でのお申し込みは、仮申し込みとして受け付けします。仮申し込みした日から14日以内、または③の期日のいずれか早い日までに所定の書類による申し込み手続きをしてください。期限までに利用申込書の提出がない場合は、仮申し込みを取り消しさせていただく場合がございます。

### ⑤ 申込方法

所定の利用申込書に必要事項を記入の上、所定の利用料金を添えて③の受付期限までに提出ください。

(国または地方公共団体等の公的機関がご利用になる場合、利用日以降30日以内を期限として、利用料金を後納することができます。職員にご相談ください。)

## ❖ 利用時間と利用料金

### ① 利用できる時間：午前9時から午後10時まで

### ② 利用区分と利用料金は、別表のとおりです。（P.8を参照ください。）

### ③ 利用申込時間には、仕込み（搬入）・準備・リハーサル・後片付け・搬出等全てに要する時間を含みますので、開会閉会等の時間の設定には十分ご留意の上、ご計画ください。

## ❖ 利用料金の減免

つきのとおり、施設利用料金の減免制度を設けています。

※各対象者あるいは利用内容ごとに減免適用のための詳細な要件がございます。また、減免適用団体として認定するために事前に所定の手続きが必要な場合がございます。詳細はお問い合わせください。

※いずれの場合も、備品使用料金については減免となりません。

### ○文化芸術団体の活動 ……………… 施設利用料金の4/5を減額

#### 【対象となる団体】

鳥取県文化団体連合会、鳥取市文化団体協議会の加盟団体またはその構成団体で鳥取市内に本拠を置く団体。文化芸術公演のために行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取市内の実行委員会など。

○学校等の文化・教育に関する活動 ..... 施設利用料金の9/10を減額

【対象となる活動】

学校単位、学校のサークルやクラブ、学校のPTA組織等で行う活動で、幼児、児童、生徒が行う公演や作品の展示などの文化芸術に関する活動や研修会、講座、講演会、ボランティア等の教育に関する活動。

○学生や生徒等の文化活動や社会参加を目的とする活動 ..... 施設利用料金の9/10を減額

【対象となる活動】

大学生・高校生等が個人として行う文化活動や社会参加に関する活動。

○商店街振興組合や商店会、経済団体等の活動 ..... 施設利用料金の2/5を減額

【対象となる団体】

鳥取市に本拠を置く商店街振興組合、商店会、経済団体、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合など。

○まちづくり推進団体の活動 ..... 施設利用料金の2/3を減額

【対象となる活動】

鳥取商工会議所がまちづくり推進団体に対し必要と認めた場合。

※このほかにも、障がいのある方や介護を必要とする方々の社会参加を目的とする活動や、自治会の活動を支援する減免制度もございます。対象となる活動かどうか、または手続きの方法など詳細は、市民交流ホールへお問い合わせください。

## ◆ 営利目的のご利用について

物品の販売等の営業行為や直接商業宣伝となる物品展示等を行う場合は、営利目的のご利用となります。営利目的での物品販売を行う場合は、利用申込書と併せて所定の「物品販売届出書」を提出してください。

※営利目的でのご利用は、施設利用料金が割増となります。(詳しくはP.8を参照ください。)

## ◆ 利用の制限・取り消し

次に該当する場合、市民交流ホールの利用はできません。また利用許可後においても利用の取り消し、もしくは利用を停止する場合があります。

- ・施設内の設備その他物件を損傷する恐れのあるもの。
- ・引火、爆発等、危険性のある利用内容のもの。
- ・公序良俗に反する場合や風紀等を甚だしく乱すもの。
- ・所定の場所以外での喫煙または飲食すること。
- ・他人に迷惑を及ぼし、またはその恐れのある行為をすること。
- ・施設及び施設利用の権利を譲渡または転貸すること。
- ・施設内部及び敷地内で寄付の勧誘及び署名活動をおこなうこと。
- ・利用の条件に違反し、または職員の指示に従わないとき。
- ・詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- ・正当な理由がなく利用料金を納付しないとき。
- ・その他、施設管理者が施設の管理運営上支障があると認めるもの。

## ❖ 利用の変更・辞退

### ○利用の変更

利用申込書を提出された後に利用の内容を変更しようとする場合は、所定の「利用変更申込書」に必要事項を記入して提出してください。

※施設の利用状況などにより変更が認められない場合がありますので、変更可能かどうかあらかじめご相談ください。

※利用の変更に伴い、利用料金が増額になる場合は差額をお支払ください。

※利用時間・利用施設等の変更は、ご利用日の2日前までにご連絡ください。（ご利用日の前日、当日の変更及び延長は受け付けできません。）

### ○利用の辞退

利用を取りやめる場合は、所定の「利用辞退届」をご提出ください。

※利用の辞退に伴い、利用料金が還付される場合があります。詳しくは次の項をご覧ください。

## ❖ 利用料金の還付

既にお支払いされた利用料金は還付できません。ただし、次のような場合は、所定の手続きを経て利用料金の全額または半額を還付いたします。

利用者の責めに帰さない理由により、利用できない場合。	ホールの管理運営上、重大な支障が生じた場合。 (ただし、イベントが既に開始された後に中止の決定がされた場合は還付いたしません。なお、イベントの開始とは、主催者の開会のあいさつ、演奏会の開始以降とします。)	全額還付
	天変地異などの自然災害や戦争等の事変または暴動などが発生した時。	
	災害等により全交通機関の機能が停止するなどしてイベントが中止になった場合。	
利用者の都合により利用をとりやめた場合。	利用日の11日前までに所定の利用辞退届を提出された場合。	半額還付
利用の許可を取り消された場合。	利用日の11日前までに利用の許可が取り消された場合。  利用の10日前から利用日までの間に利用許可が取り消された場合。	全額還付  半額還付

### <還付の手続き>

利用料金の還付を受ける場合は所定の「利用料還付申請書」を提出してください。

# ご利用にあたって

## ○定員の厳守

市民交流ホールの定員は200人です。入場者の定員を厳守し、また来場者が多数見込まれる場合は、事前申し込み等の措置をお願いします。当日、多数来場された場合は、主催者で整理係を配置し入場制限等の対応をしてください。(特にホール外に来場者が並ばれる場合は、他店の出入りに支障のないよう来場者の整理誘導をしてください。)

## ○機材・作品の管理

イベント設営のための機材や出展作品など、持ち込みをされた物品については、利用者の責任において管理してください。万一、盗難、破損等による不測の事態が発生した場合、市民交流ホールは一切責任を負いません。

## ○会場の設営・撤収

- ・イベントの設営(ステージの音響・照明機材等の搬入及び設置、テーブル・イス等の設置・ごみ袋の準備等)及び撤収については利用者が責任を持って行ってください。
- ・市民交流ホールの付属設備の利用や操作は職員の指示に従ってください。
- ・市民交流ホールの備品はホール外へ持ち出すことはできません。
- ・ご利用後は、職員の指示に従い、原状に戻してください。
- ・施設内部及び敷地内に特別の設備または造作を施したり原状に変更を加えることはできません。
- ・ご利用が終了した時は、その旨をホール職員に伝え、点検を受けてください。

## ○特殊な費用の発生

照明・音響などのステージ技術者が必要な場合、また市民交流ホールの設備以外に利用者の方が専門業者の方に依頼して照明機材や音響機器等を持ちこまれる場合の諸費用は利用者でご負担ください。

なお、施設の電気容量には限りがありますので、機材等を持ち込まれる場合は、事前にご相談ください。

## ○音出しの時間

音楽イベント等(準備・リハーサル・本番含む)で利用される場合、音出しができるのは午後9時までです。また、ホール外(テラス等)では時間を問わず音出し・練習等は禁止です。

## ○イベントでの騒音防止

施設内部及び敷地内において、鳥取県公害防止条例に従い規定以上の音量が出た場合、イベントを中止していただきます。

## ○ホール外(テラス等)のご利用について

テラスなど市民交流ホール以外のスペースのご利用については、パレットとつとり施設所有者(鳥取本通商店街振興組合 TEL 0857-22-6611)へご相談ください。

## ○飲食について

- ・ホールAB内の飲食は可能ですが、調理はできません。調理をする場合はホールC(調理室)をお申し込みください。
- ・イベントで飲食を提供する場合、行政機関への許認可及び届け出をして許可をとってください。また、その許可書の写しを市民交流ホールに提出してください。
- ・イベントで飲食を提供する場合、事前にホールの床及び壁面の汚れなどを防止する措置をしてください。

## ○清掃・ゴミ処理

会場の設営前、イベント中、撤収後の会場清掃は利用者が責任を持って行ってください。また、それに伴って発生したゴミは責任を持って持ち帰ってください。

## ○看板類の設置

- ・案内看板は、利用日のみ指定の場所に掲示できます。職員の指示に従ってください。立て看板は自立するもの（簡単に倒れないもの）を持ち込みしてください。壁面への立て掛けは禁止です。
- ・ポスター・チラシ等を施設内に掲示または設置する場合は、職員にご相談ください。

## ○安全管理

- ・来場者に事故やけがのないよう、会場内及び会場周辺の警備担当者・警備員の確保や配置については、利用者および主催者が責任を持って対応してください。
- ・催事・講座等で水を利用する場合、事前にホールの床及び壁面の汚れ等の防止と滑り止めなど危険防止のための措置をしてください。

## ○警備について

- ・来場者が多数見込まれる場合は、入退場の際の案内、ならびに場内整理を行ってください。また、不測の災害等に備え、入場者の生命、身体の安全の確保に努めてください。なお、この場合、所定の「警備に関する届出書」を提出してください。
- ・美術品、貴金属などの貴重品を展示及び即売等する場合、利用者が必要に応じて警備員を配置し、管理してください。万一当該商品の盗難・損傷などの不測の問題が発生しても、市民交流ホールは一切責任を負いません。

## ○イベント開催時の保険

イベントのボランティアスタッフ等の万一の事故やケガに備えて民間保険会社のレクリエーション保険、ボランティア保険等の加入に努めてください。

## ○行政機関等への許認可及び届出

イベントの内容等により、各行政機関等への許認可及び届出が必要な場合は、イベント実施前日までに各行政機関と調整や届出を完了し、許可証の写しを提出してください。

## ○火気等の使用

ホール内で火気等（裸火または煙など）を使用したり、火災予防上危険な物品を持ち込む場合は、事前に施設の防火管理者の承認を受けた後、消防署に火気使用願出書を提出し、許可を得る必要があります。詳しくは、職員にお問い合わせください。

## ○損害賠償等について

- ・利用者の責による施設内の損害は、利用者がその損害を賠償してください。利用者の盗難、事故等については、施設所有者・施設管理者は一切責任を負いません。
- ・利用者等が自己の責に帰すべき事由によって施設等を破損・汚損・滅失した時は、原状に回復し、またはその損害を賠償してください。
- ・ご利用中に市民交流ホールの施設・設備・備品を破損または紛失された場合は、職員に申し出て指示を受けてください。場合によっては、実費を申し受けことがあります。

## ◆駐車場について

- ・パレットとつりの駐車場は、台数に限りがあります。来場者が周辺道路に駐停車をして交通の妨げにならないよう、来場者へ事前の告知をし、違法駐停車の対策を行ってください。
- ・市民交流ホールでは、ホールご利用の主催者・来場者の方に本通パーキングの駐車サービス券の販売を行っております。本通パーキングの駐車サービス券は、通常料金よりもお安く販売しておりますので、ぜひご活用ください。

## 調理室について

- ・調理室内は土足入室禁止です。備え付けのスリッパに履き替えていただきます。
- ・ゴミ（生ゴミ等含む）は全て持ち帰ってください。

### 調理室備品

（調理室の備品使用料金は施設利用料金に含みます）

種別	No.	名 称	数量
調理器具・道具	01	計量カップ 200cc	6
	02	計量カップ（大） 1000cc	1
	03	お米カップ	2
	04	計量スプーン	6
	05	三徳包丁 18cm	6
	06	出刃包丁 15cm	3
	07	菜切包丁 16.5cm	3
	08	皮むき器	3
	09	菜ばし（大） 39cm	12
	10	菜ばし（小）	6
	11	フライ返し	6
	12	ガスコンログリル用返し	2
	13	ホットプレート用フライ返し	3
	14	おたま	12
	15	網杓子	6
	16	木べら	9
	17	ゴムベラ	3
	18	泡立て器	3
	19	おろしがね	3
	20	みそこし（みそこし用棒付き）	3
	21	キッチンバサミ	4
	22	缶きり	3
	23	ワインオープナー	1
	24	骨抜き	3
	25	しゃもじ	3
	26	トング	2
	27	まきす	3
	28	麵棒	3
	29	粉ふるい器	3
	30	ケーキ型	3
	31	ボウル（大） 30cm	9
	32	ボウル（中） 27cm	9
	33	ボウル（小） 24cm	9
	34	ざる（大） 25cm	9
	35	ざる（中） 22.5cm	9
	36	バット	12
	37	まな板	12
	38	まな板たて	2
	39	すりばち 9号	3
	40	すりこぎ 36cm	3
	41	デジタルはかり	1
	42	はかり 2kg	6
	43	ミキサー	3
	44	ハンドミキサー	3
	45	ホットプレート	3
	46	ガス炊飯器	2
	47	卓上ガスオーブンレンジ 22ℓ	2
	48	調理台備付けガスオーブン	1
	49	電子レンジ 22ℓ	1

種別	No.	名 称	数量
鍋類	50	両手鍋（大） 30cm	6
	51	両手鍋（中） 26cm	6
	52	片手鍋（中） 29cm	6
	53	片手鍋（小） 16cm	3
	54	フライパン 26cm	6
	55	卵焼き器	3
	56	中華なべ 30cm	3
	57	揚げ鍋 30cm	3
	58	土鍋 27cm	3
	59	蒸し器 24cm 3段	3
	60	やかん 3ℓ	3
	61	急須 0.5ℓ	3
	62	湯のみ	18
	63	茶托	18
	64	ティーカップ 150cc	18
	65	ティーカップソーサー	18
	66	ガラスコップ 200cc	18
	67	平皿（大）	18
	68	平皿（中）	18
	69	平皿（小）	18
	70	深皿（大）	18
	71	深皿（中）	18
	72	深皿（小）	18
	73	どんぶり鉢	18
	74	小鉢	18
	75	デザートグラス	18
	76	ごはん茶碗	24
	77	汁椀	24
	78	和皿（大）	18
	79	和皿（中）	18
	80	ガラス鉢	18
	81	箸	24
	82	箸置き	24
	83	スプーン（大）	18
	84	スプーン（小）	18
	85	フォーク（大）	18
	86	フォーク（小）	18
	87	ナイフ	18
	88	ティースプーン	18
	89	調理用台車 W915×D613×H815	2
	90	冷蔵庫 455ℓ	1
	91	丸洗い桶	4
	92	水切りかご	3
	93	三角コーナー	4
	94	おぼん	6
	95	鍋敷き	3
	96	物干し	1

## ◆ 施設利用料金（1時間単位）

(税別)

利用タイプ	A	B	C	A+B*	A+B+C
冷暖房 無	1,240円	1,240円	1,240円	2,000円	2,480円
冷暖房 有	1,620円	1,620円	1,620円	2,600円	3,230円

\*A+C、B+C利用の場合は、A+Bと同様の料金になります。

- ・営利目的イベントで利用の場合は、上記金額の30%割増とします。ただし、県外に本拠を置く個人・企業・団体等が利用の場合、上記金額の50%割増とします。
- ・開催日前日の準備及び翌日の片付け等のための利用の場合、規定料金の1/2を減額します。
- ・連日に渡る利用で施設を占有する場合、規定料金の3/4を減額します。
- ・市民交流ホールを活用して中心市街地の集客やにぎわいにつながるイベントを企画される場合、利用料金の減免やイベント費の助成などについての情報提供を行いますので、お気軽にお問い合わせください。

## 備品使用料金 1日(1回)の料金

- ・設置・収納等は利用時間内に、利用者様で行ってください。
- ・備品使用料金は、減免対象外です。

(税別)

名 称	総数	単位	金額(円)
テーブル(1,800×600)	40	台	50
テーブル(前板付)(1,800×600)	5	台	50
イス	200	脚	5
展示用パネル(クロス張り)(掲示可能範囲1,200×1,950)	15	枚	200
展示用パネル(有孔)(掲示可能範囲1,200×1,950)	19	枚	200
展示パネル用ワイヤーフック	30	個	無料
ホワイトボード	2	台	300
固定スクリーン(170インチ)	1	台	1,000
可動スクリーン(100インチ)	1	台	1,000
可動ステージ(壁面収納)	1	台	無料
小ステージ(900×1,200×220)	1	台	無料
ステップ	2	台	無料
演台	1	台	500
司会台	1	台	500
花台	1	台	500
常設音響設備	1	式	1,000
ワイヤレスハンドマイク	5	本	—
ピンマイク	1	本	—
マイクスタンド(ストレート)	2	台	—
卓上マイクスタンド	2	台	—
スピーカー(メイン)	1	セット	3,000
スピーカー(サブ)	1	セット	2,000
パワードミキサー	1	台	1,000
モニター用アンプ	1	台	1,000
マイク(ケーブル付)	6	本	400
マイクスタンド(ブーム)	6	台	100

名 称	総数	単位	金額(円)
照明機材	1	式	5,000
仮設電源盤(100A)	1	式	5,000
プロジェクター	1	台	2,000
プロジェクター台	1	台	—
CDプレイヤー	1	台	500
デジタルハイビジョン液晶テレビ(50インチ)	1	台	1,500
DVDプレイヤー	1	台	500
LANケーブル(10m)	2	本	—
LANケーブル(5m)	10	本	—
HUB	2	台	—
ビデオデッキ	1	台	300
デジタルレバーディオカメラ	1	台	1,500
白布クリーニング代	25	枚	500
キャスター付掲示ボード(掲示可能範囲300×850)	2	台	無料
A型看板(掲示可能範囲410×860)	2	台	無料
AV分配器	1	個	無料
AVケーブル(10m)	2	本	無料
ディスプレイ分配器	1	個	無料
ディスプレイケーブル(10m)	1	本	無料
ディスプレイケーブル(20m)	1	本	無料
姿見	1	台	無料
脚立(大)	2	台	無料
脚立(中)	1	台	無料
リビング畳(820×820)	9	枚	無料
電工ドラム	4	台	無料

## 施設利用料金計算例

(ホールAを冷暖房無しで3日間利用する場合)

【1日目】前日準備

開館 9:00	←入室	<b>前日準備</b> 規定料金の1/2	退出→	<b>占有</b> 物だけが残っている状態 規定料金の1/4	閉館 22:00
1時間 : 620円					1時間 : 310円

【2日目】中間日

開館 9:00	<b>占有</b> 物だけが残っている状態 規定料金の1/4	←入室	<b>利用</b> 規定料金	退出→	<b>占有</b> 物だけが残っている状態 規定料金の1/4	閉館 22:00
1時間 : 310円					1時間 : 310円	

【3日目-①】最終日（イベント終了日に片付けを終える場合）

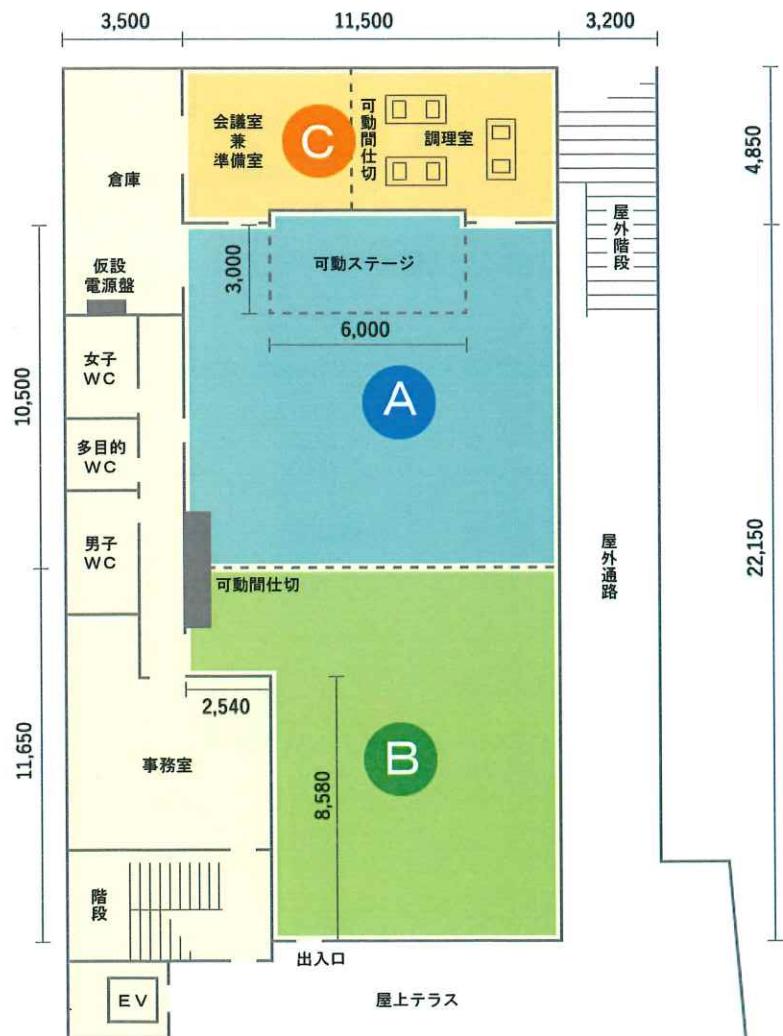
開館 9:00	<b>占有</b> 物だけが残っている状態 規定料金の1/4	←入室	<b>利用・片付</b> 規定料金	退出→	閉館 22:00
1時間 : 310円					1時間 : 1,240円

【3日目-②】最終日（イベント終了日に片付けをせず、翌日に片付けをする場合）

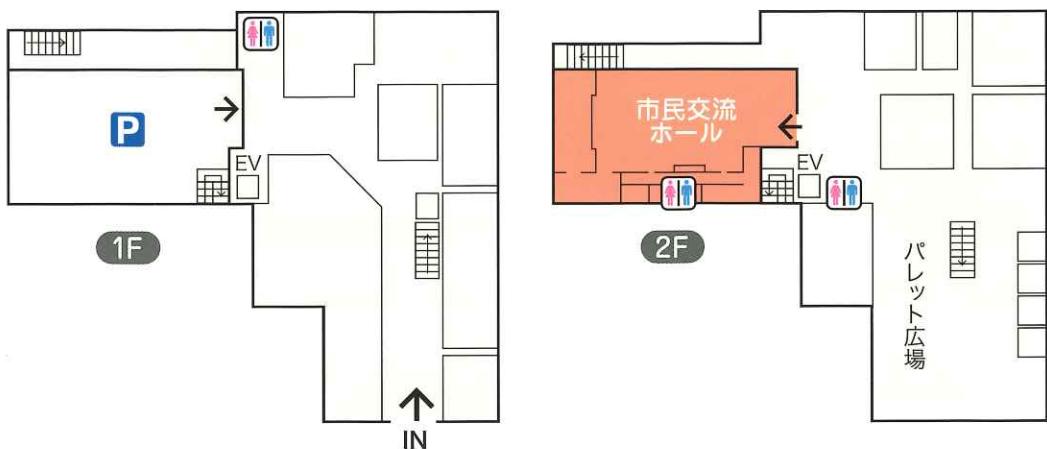
開館 9:00	<b>占有</b> 物だけが残っている状態 規定料金の1/4	←入室	<b>翌日片付</b> 規定料金の1/2	退出→	閉館 22:00
1時間 : 310円					1時間 : 620円

(金額は税別)

## 全体見取り図



## パレットとっとり内 配置図



### ✿ 駐車場について

市民交流ホールをご利用の方は、本通パーキングをご利用ください。本通パーキングの割引駐車券をホール事務室で販売しております。

60分券…100円、30分券…50円 ※通常の駐車料金は30分100円です。

主催者の方には、上記の他に大変お得な「6時間券」もご用意できます。

ご入り用の場合は、ホールスタッフへお問い合わせください。

パレットとっとり1階にも有料駐車場(駐車台数:14台)がございますが、市民交流ホールでは割引券、サービス券の取り扱いはございません。



## パレットとっとり 市民交流ホール

〒680-0832 鳥取県鳥取市弥生町323-1

TEL (0857)39-2555

FAX (0857)39-2550

ホームページ <http://palettehall.jp>